序 章

1. 制度改正の趣旨

(1) 特許訴訟制度の充実

特許権侵害は、他の財産権侵害と比較して、以下の特殊性がある。第一に、侵害が容易である。特許権は公開されており、その侵害は、物理的に対象を盗む必要がなく、場所的・時間的制約がない。このため、その発見や防止は困難である。第二に、立証が困難である。侵害の証拠を持っているのは侵害者側であるため、特に、製造方法、BtoB など市場で手に入らない製品、ソフトウェアなどの特許権侵害において、権利者側がその証拠を入手することは難しい。第三に、侵害を抑止しにくい。特許法には刑事罰が規定されているが、侵害の有無の判断が技術的で難しいため、刑事罰が実質的に機能していない。

こうした特許権の特殊性に鑑み、特許法には、民事訴訟法上の証拠調べや民法の損害賠償額算定方法の特例が措置されている。例えば、平成30年改正においても、裁判所が書類提出の必要性を判断するためのインカメラ手続の導入等を行っている。しかし、中小・ベンチャー企業からは、依然として「証拠収集が困難である」、「勝訴しても十分な損害賠償が得られない」といった声が寄せられている。また、近年、イノベーションの促進を図る観点から、中国や韓国が懲罰的賠償制度の導入や侵害者への立証責任の転換を行うなど、世界各国が知財関連の訴訟制度を急速に強化している。これらの状況に鑑みれば、我が国においても知財訴訟制度の充実、特に証拠収集手続の強化や、損害賠償額算定方法の見直しが必要な状況となっている。

(2) 意匠制度の拡充、商標制度の見直し

意匠制度が保護するデザインとは、企業が顧客のニーズを利用者視点で 見極めて新しい価値を創造するという、イノベーション創出のための極め て重要な手段である。また、競争が激化する世界市場において優位に立つ ためには、多額の投資を行って技術力を高めることばかりに注力するので なく、製品やサービスのブランドを構築して自社の「稼ぐ力」を高めるこ とが非常に重要となっている。

特許庁・経済産業省では、平成29年7月に「産業競争力とデザインを考える研究会」を立ち上げ、平成30年5月に報告書「デザイン経営宣言」を取りまとめた。同報告書では、デザインの生み出す付加価値に注目し、これをイノベーションやブランド構築の源泉として活用できるよう、政府が意匠制度を拡充し、我が国企業のデザイン戦略を後押しすることが必要であると提言されている。

このような状況を踏まえ、政府は、平成30年6月に「知的財産推進計画2018」を策定するとともに、「未来投資戦略2018 - 「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革 - 」を閣議決定し、新技術を活用したイノベーションの促進及びブランド形成に資するデザインの保護等の観点から、意匠制度の在り方について検討していくこととされた。

また、近年、特に地方公共団体や大学等の公益団体から自らの商標の活用に関するとのニーズが寄せられていること等から、商標制度を巡る新たな環境変化に対応することが求められていた。

2. 法改正の経緯

上記措置を法制化すべく、産業財産権制度に関する課題について、産業 構造審議会知的財産分科会の下に設置された特許制度小委員会、意匠制度 小委員会及び商標制度小委員会において検討が行われた。特許制度小委員 会では平成31年2月に報告書「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理シ ステムの在り方」、意匠制度小委員会では同月に報告書「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」が取りまとめられた。

「特許法等の一部を改正する法律案」は、平成31年3月1日に閣議決定した後、同日に第198回通常国会に提出された。同法案は、4月10日の衆議院経済産業委員会における提案理由説明、4月12日の質疑及び採決を経て、4月16日の衆議院本会議において可決、また、4月25日の参議院経済産業委員会における提案理由説明、5月9日の質疑及び採決を経て、5月10日の参議院本会議において可決・成立し、5月17日に「令和元年法律第3号」として公布された。

【特許法等の一部を改正する法律の成立・施行まで】

<産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会>

第25回小委員会 平成30年10月15日(月)

- ① 知財紛争処理システムの現状について
- ② 知財紛争処理システムの見直しの検討課題に対する提案募集について

第26回小委員会 平成30年11月21日 (水)

- ① 岩倉正和弁護士からのプレゼンテーション
- ② 一般社団法人日本経済団体連合会からのプレゼンテーション
- ③ 日本商工会議所からのプレゼンテーション
- ④ 知財紛争処理システムの見直しの検討課題に対する提案募集結 果について

第27回小委員会 平成30年12月11日 (火)

知財紛争処理システムの見直しの方向性について

第28回小委員会 平成30年12月25日 (火)

- ① 証拠収集手続の強化に関する論点について
- ② 損害賠償額算定に関する論点について
- 第29回小委員会 平成31年1月10日(木)

- ① 証拠収集手続の強化について
- ② 損害賠償額算定の見直しについて

第30回小委員会 平成31年1月25日(金)

- ① 特許法第102条第3項の考慮要素の明確化について
- ② 知財紛争処理システムの見直しに向けた報告書案提示
- 第31回小委員会 平成31年2月15日(金)

報告書取りまとめ

<産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会>

- 第6回小委員会 平成30年8月6日(月)
 - ① 意匠制度の見直しの検討課題について
 - ② 意匠制度の見直しの検討課題に対する提案募集について

第7回小委員会 平成30年9月18日 (火)

- (1) 株式会社イトーキからのプレゼンテーション
- ② マツダ株式会社からのプレゼンテーション

第8回小委員会 平成30年9月21日 (金)

- ① ソニー株式会社からのプレゼンテーション
- ② 富士通株式会社からのプレゼンテーション
- ③ カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社からのプレゼン テーション

第9回小委員会 平成30年11月5日(月)

- ① 意匠制度の見直しの方向性について
- ② 意匠審査基準ワーキンググループにおける検討結果について (報告)
- 第10回小委員会 平成30年12月14日(金)

意匠制度の見直しに向けた報告書案提示

<産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会>

- 第4回小委員会 平成30年12月27日 (木)
 - ① 公益団体等を表示する著名商標の通常使用権に係る許諾制限の 見直しについて
 - ② 国際商標登録出願に係る手続補正書の提出期間の見直しについて
 - ③ 店舗の外観等の保護について

<報告書のとりまとめから公布まで>

平成31年

- 2月15日 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書 「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り 方」とりまとめ
- 2月28日 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会報告書 「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」 とりまとめ
- 3月1日 「特許法等の一部を改正する法律案」閣議決定
- 3月1日 同法案第198回通常国会 提出
- 4月10日 衆議院経済産業委員会 提案理由説明
- 4月12日 衆議院経済産業委員会 質疑・採決
- 4月16日 衆議院本会議 可決
- 4月25日 参議院経済産業委員会 提案理由説明
- 5月9日 参議院経済産業委員会 質疑·採決
- 5月10日 参議院本会議 可決・成立
- 5月17日 公布(令和元年法律第3号)
- 5月27日 施行(商標法の通常使用権の許諾制限の撤廃)
- 公布の日から起算して1年以内 施行(主施行日、令和元年政令第 145号により、令和2年4月1日に決定)

公布の日から起算して1年6月以内 施行(査証制度の創設) 公布の日から起算して2年以内 施行(意匠登録出願手続の簡素化、 意匠の手続救済措置の整備)